

熊野川流域周辺の景観保全に関する研究
- 熊野川流域景観計画（案）における計画内容の提案 -

A Study on the Landscape Conservation around Kumano River Basin
- Proposal of the Planning of Kumano River Basin Landscape Plan -

浅野聡¹⁾
ASANO Satoshi

森川成²⁾
MORIKAWA Naruo

木谷美和²⁾
KITANI Yoshikazu

嶋津将徳¹⁾
SHIMAZU Masanori

森山貴行¹⁾
MORIYAMA Takayuki

1. はじめに

平成 16 年に我が国最初の景観分野における総合的な法律である「景観法」が制定・施行され、これにより広域のかつ総合的な景観まちづくりが可能となった。景観に対する関心が高まる中、近年、各地で景観の保全・創出に向けた取り組みを行う自治体が増えている。

三重県景観計画では、東紀州地域における良好な景観づくりの目標として、「世界遺産・熊野古道にふさわしい景観づくり」を掲げているが、詳細については策定されていない。一方で、和歌山県では、熊野川右岸流域について、和歌山県景観計画における特定景観形成地域の指定に向けて取り組んでおり、三重県においても熊野川左岸流域の景観の保全・創出に取り組んでいく必要がある。

また、景観行政を担うべき市町の取り組みは進みつつあるが、現在、景観行政団体である三重県は今後の市町の取り組みを支援していく必要がある。

熊野川は和歌山県と三重県の県境に位置しており、熊野市、紀宝町の二つの市町を流れ、流域は広域的な景観であるといえる。また、熊野川は世界遺産に登録されており、今後も世界遺産登録が継続されるよう取り組む必要があると考えられ、本研究では、熊野川流域の良好な景観を保全・創出するための熊野川流域景観計画（案）における計画内容を提案することを目的とする。

2. 和歌山県景観計画の特徴と三重県景観計画との比較

和歌山県では、熊野川流域を対象とした新たな特定景観形成地域の指定に向けた検討を行っており、広域的な景観形成に向けた取り組みを推進しているといえる。

(1) 三重県景観計画と和歌山県景観計画との比較

①和歌山県：観光を主体とした特定景観形成地域

熊野川右岸の和歌山県側には、三重県側のようなまとまった集落が少なく、熊野本宮大社や瀨峡ジェット船乗り場などの集客施設が多く立地していることが特徴として挙げられる。世界遺産登録後は熊野本宮温泉郷においては日帰り客が急増し、60 万人から 140 万人と倍以上に増加している。和歌山県景観計画の特定景観形成地域における地域指定の考え方の中では自然景観との調和、優れた景観を有する地域であることの啓発とともに、多くの観光客が訪れる熊野本宮大社などへのアクセスルートの景観を保全することを掲げており、観光に主眼をおいた特定景観形成地域であるといえる。また、熊野川は三重県との県境であり、熊野川の左岸は三重県側（熊野市、紀宝町）に属しているため、和歌山県のみならず、三重県においても熊野川の自然景観の保全に取り組む必要があると考えられる。

②三重県：集落景観を主体とした熊野川流域

熊野川左岸の三重県側には、対岸の和歌山県側と比較して集客施設が少なく、住民の生活が主体となった生活景が広がっていることが特徴として挙げられる。三重県側の熊野川流域景観計画（案）においては生活景に根差した集落景観をいかに保全・創出していくかが課題であるといえる。

また、熊野川流域地域においては 2011 年に発生した紀伊半島大水害による被害が甚大であり、今後復興に伴う建て替えが良好な集落景観を阻害しないような熊野川流域の景観の保全・創出が急務の課題であるといえる。

3. 熊野川流域における景観現況調査及び被災状況の確認調査

3-1 熊野川流域における課題

三重県側の集落を対岸の和歌山県側から臨む場合、建築物の屋根や外壁の色彩、携帯電話基地局、高圧送電鉄塔、屋外広告物、道路付属物、橋梁、土砂採取跡地等の景観阻害要因が確認できる。これらの阻害要因は熊野川流域の広域的な景観を保全・創出する際の課題であるといえ、熊野川流域においては、背後となる自然景観への配慮が必要であると考えられる。



写真1 熊野川流域における景観阻害要因

また、世界遺産である熊野川の緩衝地帯は、熊野川流域の集落を含んでおらず、河川域における限定的な範囲に留まっており、広域的な景観の保全・創出における課題であるといえる。熊野川流域景観計画（案）における重点地区では、これらの景観阻害要因を規制するための景観形成基準、景観計画区域の設定等の、広域的な景観の保全・創出を図る計画内容が求められると考えられる。

以上の課題から、本研究においては以下の調査を実施した。なお、調査 2 については 2011 年度に発生した紀伊半島大水害の被災状況の確認のため実施した調査である。

表 1 本研究における調査

調査名	
調査1	2010年度に実施した熊野川周辺の建築物等の景観構成要素に関する現況調査（以下2010年度景観現況調査）
調査2	2011年度（8月25日～9月5日）に発生した紀伊半島大水害による熊野川流域集落地区における被災状況の確認調査（以下2011年度被災状況の確認調査）

1) 三重大学大学院工学研究科 Graduate School, Faculty of Eng, Mie Univ.

2) 三重県県土整備部景観まちづくり室 Scenic Development Office, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government

3-2 調査対象範囲

調査1及び調査2における調査対象範囲は、三重県内の熊野川と相野谷川の交点から、熊野川と北山川の交点までの区間の和歌山県境から山稜までの範囲とする。調査範囲に含まれる集落は紀宝町鮎田（一部）、北総杖、瀬原、浅里、熊野市紀和町和気、楊枝、小船の7集落であり、そのうち、県道小船紀宝線の沿道及びそれに接続する市町道沿いに立地するものを調査対象範囲とする。

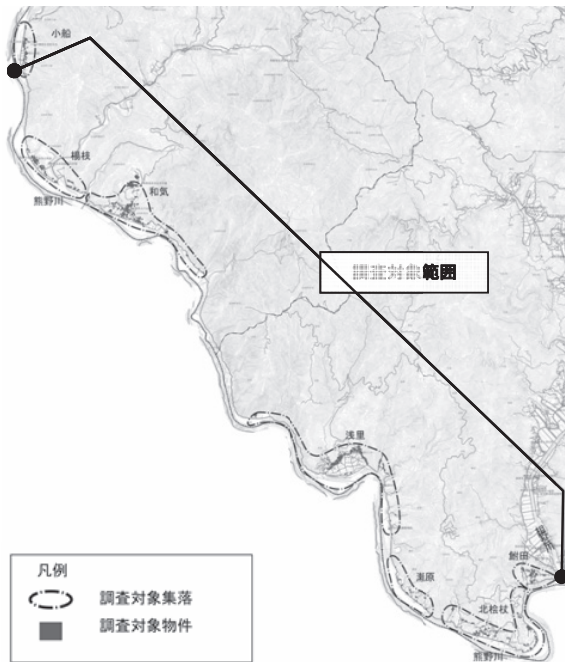


図1 調査対象範囲

3-3 調査1：2010年度景観現況調査

(1) 調査の目的

世界遺産に登録されている熊野川流域の良好な景観を保全・創出していくために、建築物等の景観構成要素に係る現況について調査を実施し、今後の景観施策を検討するための基礎資料とすることを目的とし、三重県が実施したものである。

(2) 調査の内容

① 建築物・工作物等

建築物・工作物等の調査対象は、「建築物」、「携帯電話基地局、高圧送電鉄塔等(屋外広告物及び橋梁等は除く)」「屋外広告物」「橋梁等」とする。ただし、調査区域内の県道や集落内の主な道路から通常望見できる物件のみを対象とし、次の物件は調査対象外とする。

- ・ 県道や集落内の道路から通常望見できない物件
- ・ 建築物で母屋や離れに付随する倉庫、車庫等の付属的な物件
- ・ 工作物のうち電柱・電話柱等
- ・ 屋外広告物で安全性等を促す行政機関等の警告看板等

②熊野川及び国道168号から確認できる主たる景観構成要素

熊野川及び国道168号から確認できる主たる景観構成要素の調査対象は、「道路付属物(防護柵等)」、「土砂採取跡地、災害防除工事として実施した法枠工等」とする。ただし、次の物件は調査対象外とする。

- ・ 民間住宅の外構擁壁
- ・ 道路標識
- ・ 樹木等で隠れ、熊野川や国道168号から望見できない物件

表2 建築物、工作物等における調査項目及び調査内容

対象物	調査項目	調査内容	
建築物	用途	住宅/商業施設/寺社/公共施設/工場/倉庫/空き家/その他/不明	
	構造	木造/土蔵造/石造/RC造/S造/その他/不明	
	階数	1階/2階/3階/4階	
	外壁	素材	下見板張り/板張り/漆喰/鉄板/モルタル吹き付け/サイディング/その他/不明
		色彩	黒系/白系/淡グレー/濃グレー/茶系(木板舎)/ベージュ系/赤系/緑系/青系/黄系/その他/不明
	屋根	形状	切妻/入母屋/寄棟/片流れ/隠屋根/その他/不明
		素材	日本瓦/洋瓦/スレート/金属類/その他/不明
		色彩	黒系/白系/淡グレー/濃グレー/茶系(木板舎)/ベージュ系/赤系/緑系/青系/黄系/その他/不明
	外構	構造	石積み継承/石積み更新/生垣/ブロック塀/その他/不明/なし
	携帯電話基地局、高圧送電鉄塔等(屋外広告物及び橋梁等は除く)	用途	携帯電話基地局/高圧送電鉄塔/その他/不明
形状		アングルトラス/モノポール/その他修景型/その他/不明	
素材		金属類/コンクリート/その他/不明	
屋外広告物	種別	自家用広告物/管理広告物/道標・案内板/一般広告物/その他/不明	
	設置者	民間/公共/その他/不明	
	表示面数	1面/2面/3面/4面/5面	
	形状	壁面広告/突出広告/屋上広告/広告板/広告塔/サインポール/その他/不明	
	素材(表示面)	金属類/アクリル類(内照式)/その他電飾系/アクリル類(無発光)/木/石/コンクリート類/その他/不明	
	色彩	黒系/白系/淡グレー/濃グレー/茶系(木板舎)/ベージュ系/赤系/緑系/青系/黄系/その他/不明	
橋梁等	用途	橋梁/水門・種門類/その他/不明	
	素材	本体 金属類/木/石/コンクリート類/その他/不明 欄干等 金属類/木/石/コンクリート類/その他/不明	
	色彩	黒系/白系/淡グレー/濃グレー/茶系(木板舎)/ベージュ系/赤系/緑系/青系/黄系/その他/不明	

表3 熊野川及び国道168号から確認できる主たる景観構成要素における調査項目及び調査内容

対象物	調査項目	調査内容
道路付属物(防護柵等)	用途	道路照明/防護柵/その他/不明
	素材(支柱等)	金属類/木/石/コンクリート類/その他/不明
	色彩(基調色)	黒系/白系/淡グレー/濃グレー/茶系(木板舎)/ベージュ系/赤系/緑系/青系/黄系/その他/不明
土砂採取跡地、災害防除工事として実施した法枠工等	対象	土砂採取跡地/法面/その他/不明
	状況	地肌露出/植栽等で修景/コンクリート/植栽ブロック/その他の修景/その他/不明

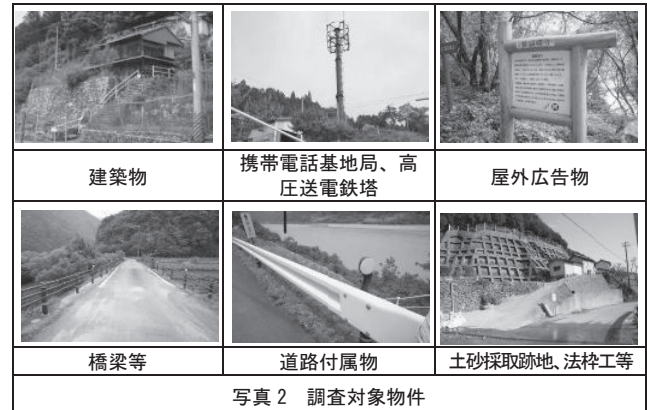


写真2 調査対象物件

3-4 調査2：2011年度被災状況の確認調査

(1) 調査の目的

本調査では、紀伊半島大水害によって全壊、半壊した調査対象物件を把握し、景観に対して影響を与える建築物等の把握を行う。また、2010年度に実施した熊野川周辺の建築物等の景観構成要素に係る現況調査の集計結果と被災後の集計結果の比較、分析を行うことで、2010年度景観現況調査の調査データの有用性について検討することを目的としている。

(2) 本研究における全壊及び半壊の定義

現地調査における被災状況の確認は、景観に対して影響を与える建築物等の把握を目的としているため、目視による全壊、半壊の判断のみを行い、床上浸水、床下浸水等の

建築物内部の調査は行わず、現地調査時において現存する建築物について内部の被害状況に関わらず調査対象物件として扱うこととする。また、外観上の問題がなくても内部の被害がみられる建築物では、現地調査時に使用されていない建築物も多くみられたが、本調査においては建築物の現地調査時点での所有者による使用の有無、今後の使用の有無に関わらず、調査対象物件として扱うこととする。

(3) 調査の実施期間

表4 現地調査の実施期間

Table with 3 columns: 回 (Return), 日程 (Schedule), 調査地区 (Survey Area). It lists two survey dates: 2011年10月20日 and 2011年10月28日, covering various regions like 小船地区, 楊枝地区, 和気地区, etc.

(4) 調査の内容

2011年度被災状況の確認調査は、被災により全壊、半壊した建築物を目視で確認し、以下の3種類に色分けするとともに建物番号を記入する。三重県共有デジタル地図(1:2500)を基に作成したベースマップを利用し、記録を行う。

- ①調査対象物件の内、現存が確認された建築物
②調査対象物件の内、全壊・半壊が確認された建築物
③調査対象外であるが、全壊・半壊が確認された建築物

(ただし、③については確認を行ったが調査対象外の建築物であるため、第4章、第5章の分析には扱わない)

(5) 被災状況のまとめ

被災状況については、全地区の調査対象物件のうち90件(15%)の建築物が全壊、半壊の被害を受けている。地区別では特に小船地区、浅里地区、瀬原地区の被害が大きく、調査対象物件の約30%の建築物が被害を受けており、楊枝地区、和気地区、北松杖地区においては、約10%の建築物が被害を受けていることが明らかとなった。鮎田地区においては、調査対象範囲での浸水の被害はみられず、全壊、半壊の被害を受けている建築物はみられなかった。

表5 各地区における調査対象物件の被災状況

Table showing disaster status (全壊, 半壊) for various regions (全地区, 小船地区, 楊枝地区, etc.) with counts and percentages.

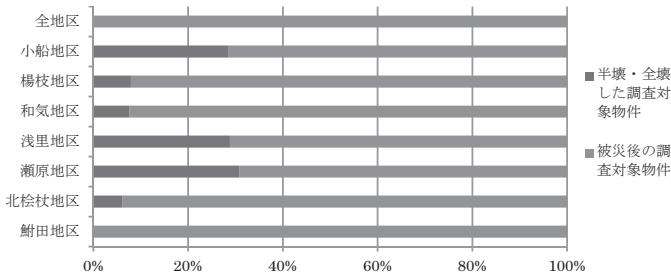


図2 各地区における調査対象物件の被災状況

4. 熊野川流域における景観の特徴

第3章における2つの現地調査の集計結果を分析し、各集落における景観の特徴を明らかにするとともに、2010年度景観現況調査のデータの有用性を検討する。

4-1 調査結果における優位性の高い傾向にある要素

(1) 被災前の調査結果における優位性の高い傾向にある要素

第3章における建築物、携帯電話機基地局・高圧送電鉄塔等、屋外広告物、橋梁等、道路付属物(防護柵等)、土砂採取跡地、災害防除工事として実施した法枠工等の調査結果を

整理し、各地区における集落景観の特徴を明らかにする。

各地区における調査結果において、50%以上、60%以上、70%以上、80%以上、90%以上の割合を占めている要素を優位性の高い傾向にある要素として表6、7示す。

また、各地区における調査結果において、全体の平均値よりも、5%以上、10%以上、15%以上、20%以上割合が高くなる要素においても、優位性の高い傾向にある要素として表に示す。

表6 被災前の調査対象物件における優位性の高い傾向にある要素(50%以上)

Large table showing survey results for various building types (建築物, 携帯電話基地局, etc.) across different regions, with columns for survey items and their prevalence percentages.

表7 被災前の調査対象物件における優位性の高い傾向にある要素(平均値+5%以上)

Large table showing survey results for various building types across different regions, with columns for survey items and their prevalence percentages, including a legend for percentage ranges.

(2) 被災後の調査結果における優位性の高い傾向にある要素

第3章における建築物の調査結果を整理し、被災前の調査

結果における優位性の高い傾向にある要素と比較することで各地区における被災後の集落景観の特徴を明らかにする。

表8 被災後の調査対象物件における優位性の高い傾向にある要素 (平均50%以上)

対象物	調査項目	熊野市									
		全地区	小船地区	楊枝地区	和気地区	浅里地区	瀬原地区	北松杖地区	鮎田地区		
建築物	用途	△住宅	□住宅	□住宅	□住宅	△住宅	△住宅	△住宅	△住宅	△住宅	△住宅
	構造	○木造	○木造	○木造	○木造	○木造	○木造	○木造	○木造	○木造	○木造
	階数	○1階	△1階	○1階	○1階	○1階	○1階	○1階	○1階	○1階	○1階
	外壁	素材	—	△茶系	—	△鉄板	—	▽板張り	—	—	—
		色彩	—	△茶系	—	△鉄板	—	▽板張り	—	—	—
	屋根	形状	□切妻	○切妻	○切妻	○切妻	○切妻	△切妻	▽切妻	△切妻	△切妻
		素材	—	▽日本瓦	▽金瓦	—	▽日本瓦	△日本瓦	▽日本瓦	▽日本瓦	▽日本瓦
	外観	色彩	—	—	—	△淡グレー	△淡グレー	△淡グレー	△淡グレー	△淡グレー	△淡グレー
		構造	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ	△石積継ぎ

表9 被災後の調査対象物件における優位性の高い傾向にある要素 (平均+5%以上)

対象物	調査項目	熊野市									
		全地区	小船地区	楊枝地区	和気地区	浅里地区	瀬原地区	北松杖地区	鮎田地区		
建築物	用途	—	▲専住	■工場・倉庫	—	▲工場・倉庫	▲工場・倉庫	▲不明	■住宅	■住宅	
	構造	—	●木造	—	—	—	●木造	—	▲不明	▲RC造	
	階数	—	●2階	●1階	■1階	—	—	—	■2階	■2階	
	外壁	素材	—	■板張り	▲サイディング	■鉄板	▲鉄板	■板張り	▲漆喰	■サイディング	▲モルタル
		色彩	—	■茶系	▲白系	▲白系	▲茶系	■茶系	▲ベージュ	▲淡グレー	▲その他
	屋根	形状	—	●切妻	▲入母屋	▲切妻	▲切妻	—	▲片流れ	▲片流れ	▲陸屋根
		素材	—	—	■金瓦継	▲金瓦継	—	■金瓦継	—	■その他	■その他
	外観	色彩	—	■茶系	▲青系	■淡グレー	■淡グレー	■茶系	▲濃グレー	■黒系	■なし
		構造	—	▲石積継ぎ	▲石積継ぎ	▲ブロック	▲石積継ぎ	▲石積継ぎ	▲石積継ぎ	▲ブロック	▲不明

①被災前後の優位性の高い傾向にある要素 (50%以上) の比較

調査対象物件における優位性の高い傾向にある要素 (50%以上) においては、被災前と比較して大きな変化はみられなかった。小船地区においては、屋根素材の日本瓦が50%以上に増加した。浅里地区においては、外壁素材の鉄板が50%以下に減少し、屋根色彩の淡グレーが50%以下に減少した。

②被災前後の優位性の高い傾向にある要素 (平均+5%以上) の比較

調査対象物件における優位性の高い傾向にある要素 (平均+5%以上) においては、被災前と比較して大きな変化はみられなかった。小船地区においては、屋根形状の入母屋が5%以上に増加した。浅里地区においては、外壁色彩の茶系が5%以上に増加、屋根形状の切妻、屋根素材の日本瓦が5%以下に減少した。北松杖地区においては、用途の不明が5%以上に増加し、構造のS造、階数の2階、屋根素材の日本瓦が5%以下に減少した。

4-2 小括

被害を受けた建築物の多くが工場・倉庫であったため、集落内の住宅の割合が高くなったといえる。被害を受けた建築物の多くは集落の低い箇所建てられた建築物であり、工場・倉庫の用途が多く、住宅は集落の比較的高い箇所建てられている傾向があるため被災により集落内の住宅の割合が増加したと考えられる。集落内の住宅の割合が高くなったことで、建物階数では2階、屋根形状では入母屋、屋根素材では日本瓦の割合が増加し、建物階数では1階、外壁素材では鉄板、屋根素材では金属類の割合が減少していると考えられる。被災件数の多かった小船地区、浅里地区、瀬原地区における割合の増減量が特に大きく、被災件数の比較的少なかった楊枝地区、和気地区、北松杖地区、鮎田地区においては大きな割合の増減はみられなかった。以上の結果から、工場・倉庫の被害が大きかったものの、住宅を中心とした集落景観には大きな影響はないと考えられるため、昨年度の調査データの有用性はあると考えられる。

5. 熊野川流域景観計画 (案) における計画内容の提案

5-1 重点地区 (案) の指定の方針

(1) 生活景に根差した集落景観の保全・創出

三重県側の熊野川流域の景観特性としては、対岸の和歌山県側と比較して集客施設が少なく、熊野川から臨む生活景に根差した集落景観に特徴があるといえる。住民の生活が主体となった生活景を保全・創出することを目的とするとともに、三重県側の県道小船紀宝線、熊野川及び和歌山県側の国道168号から望むことができる建築物や工作物等の広域的な景観阻害要因を防ぎ、背景となる自然景観との調和を図ることを目指す。

(2) 復興に伴う建て替えに対する熊野川流域の良好な集落景観を育む計画の必要性

2011年に発生した紀伊半島大水害による被害を受けた熊野川流域では、復興に伴う建築物等の建て替えが今後進むことが予想されるため、熊野川流域の良好な集落景観を保全・創出し、今後の地域振興の第一歩となることを目指す。

5-2 熊野川流域景観計画区域の指定範囲

熊野川流域景観計画区域の指定の範囲は、熊野川と相野谷川の交点から、熊野川と北山川の交点までの区間の和歌山県境から稜線までの範囲 (2010年度景観現況調査の範囲) 及び自然公園法による吉野熊野国立公園の普通地域、特別地域を基に設定する。なお、本研究においては、熊野川流域景観計画 (案) における景観計画区域においては、原則すべての行為を届出対象行為とする。

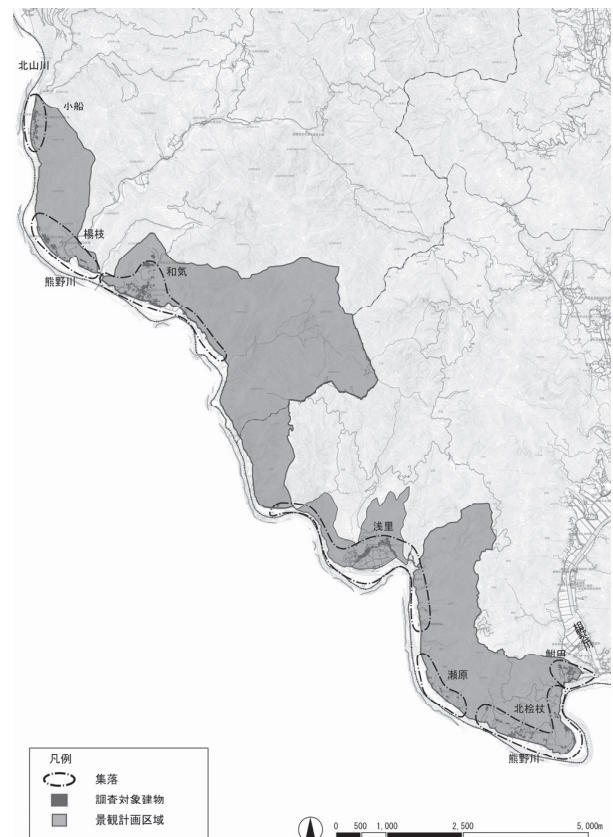


図3 景観計画区域

5-3 調査対象物件毎の景観形成基準（案）

景観形成基準（案）は、各地区の各調査項目において分析した優位性の高い要素が基準内容と対応するように提案を行う。また、景観形成基準（案）は基本基準、推奨基準の2種類があり、以下に詳細を示す。

①**基本基準**：全地区における共通の基準である。

②**推奨基準**：適応することが望ましいとする基準であり、任意ではあるが適応することにより細かな基準の設定が可能となる。

(1) 建築物

建築物については、熊野川の対岸である和歌山県側からの眺望にも配慮し、世界遺産である熊野川の流域の集落景観としてふさわしい形態意匠、色彩が求められる。熊野川流域の建築物には、落ち着いた木造建築を基本とした良好な集落景観の形成を促す景観形成基準（案）とする。

(2) 携帯電話基地局・高圧送電鉄塔

携帯電話基地局・高圧送電鉄塔については、携帯電話基地局と高圧送電鉄塔に分けて景観形成基準（案）の提案を行う。また、携帯電話基地局においては、三重県の運用している『携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン』を基に景観形成基準（案）を設けている。なお、調査を行っていない項目の景観形成基準（案）については、三重県景観計画に記載されている行為の制限に関する事項を参考に景観形成基準（案）を設けている。

(3) 屋外広告物

屋外広告物に関しては、熊野川流域景観計画（案）における景観形成基準（案）としては扱わず、三重県が運用している『東紀州地域における屋外広告物沿道景観地区ガイドライン（紀北・紀南・国道311号屋外広告物沿道景観地区）』に準ずることとし、本研究においては基準等の提案は行わない。

(4) 橋梁等

橋梁等に関しては、公共施設であり、届出の対象外となるため、熊野川流域景観計画（案）における景観形成基準（案）としては扱わないこととし、本研究においては基準等の提案は行わない。

(5) 道路付属物（道路照明）

道路付属物（道路照明）については、道路照明のみを取り上げ景観形成基準（案）の提案を行う。なお、調査を行っていない項目の景観形成基準（案）については、三重県景観計画に記載されている行為の制限に関する事項及び『三重県公共事業等景観形成ガイドライン（案）及び同事例集（案）』を参考に景観形成基準（案）を設けている。

(6) 土砂採取跡地、災害防除工事として実施した法枠工等

土砂採取跡地、災害防除工事として実施した法枠工等については、法面・擁壁と土砂採取跡地に分けて景観形成基準（案）の提案を行う。なお、調査を行っていない項目については、三重県景観計画に記載されている行為の制限に関する事項及び『三重県公共事業等景観形成ガイドライン（案）及び同事例集（案）』を参考に景観形成基準（案）を設けている。

5-4 熊野川流域景観計画（案）における眺望景観保全地区の検討

(1) 対象地区の選定

2010年度景観現況調査においては、以下の2地点におい

て現地調査を実施している。

- ・矢渕ふれあいの森展望台
- ・浅里付近の展望台

「矢渕ふれあいの森展望台」に関しては、2010年度景観現況調査の範囲外となっているため、眺望景観保全地区候補の対象外とする。本研究においては、浅里地区の集落内であり、熊野川流域集落の現況調査範囲内である「浅里付近の展望台」のみを眺望景観保全地区候補として選定し、眺望景観保全地区の提案を行う。また、2010年度景観現況調査においては「浅里付近の展望台」という名称を用いていたが、本研究においては名称を「浅里展望台」とする。

(2) 浅里展望台現地調査

2012年1月5日に浅里展望台の現地調査を行い、2011年に発生した紀伊半島大水害による被災状況の確認を行った。現地調査の結果、浅里展望台までの経路において、遊歩道が崩落している箇所を4箇所確認した。浅里展望台までの経路において、崩落している箇所は確認されたが、本研究においては、災害により崩落した箇所を補修することを前提として眺望景観保全地区の提案を行う。



(3) 対象地区：浅里展望台眺望景観保全地区

「浅里展望台」から望む熊野川、浅里集落の田園風景、紀伊山地の自然的景観と歴史・文化的景観が一体となった良好な眺望景観を保全するために「浅里展望台眺望景観保全地区」を指定する。



写真4 浅里展望台からの眺望景観

(4) 視対象・視点場の詳細設定

視点場から眺望できる範囲を含むよう公共用地（開発の可能性がない交差点の中心点等）に基準点の座標（緯度、経度）を設定する。視点場から眺望できる範囲を含むよう民間の開発の可能性がない公共用地である「基準点①」及び「基準点②」を指定する。図4に詳細を示す。

基準点①：民間の開発の可能性がない公共用地として以

下の図4に示す雪ヶ瀧橋の中央（緯度：33°45′15.5″、経度：135°55′43.6″、標高25m）を基準点①とする。基準点②：民間の開発の可能性がない公共用地として以下の図4に示す小船紀宝線上の交差点中央（緯度：33°45′25.85″、経度：135°56′16.05″、標高20m）を基準点②とする。

(5) 視点場の詳細設定

視対象に向かって角地または中心点、視対象側の境界から水平距離1.0m（もしくは0.5m）の位置（緯度、経度）における地盤面から垂直距離1.5mの高さ（標高）を視点場とする。視点場の位置は、視対象に向かって展望台両端の中心、視対象側の展望台境界から水平距離1.0m、地盤面高さ1.5mの位置（緯度：33°45′34.52″、経度：135°55′31.55″、標高115.5m）とする。

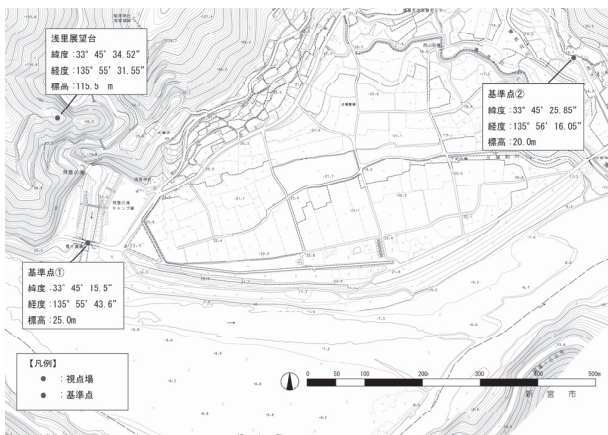


図4 「浅里展望台景観保全地区」における基準点及び視点場



写真5 基準点① 写真6 基準点② 写真7 視点場

(6) 近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定

視対象・視点場の詳細設定で設定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以内を近景保全区域とする。近景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう、高さ、形態意匠、色彩等についての基準を定める必要があるが、浅里展望台からは浅里集落はほとんど望見することができなかったため、景観計画区域における景観形成基準（案）に準ずることとする。

(7) 中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定

視対象・視点場の詳細設定で設定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m～3300mの範囲を中景保全区域として設定する。浅里展望台においては中景保全区域が景観計画区域と重なるとともに、景観計画区域外においては熊野川及び和歌山県側に位置するため、本研究においては、景観計画区域における景観形成基準（案）に準ずることとする。また、中景保全区域において、視点場から実際に眺望できる範囲を考慮して、区域から和歌山県域を除き、視点場から実際に眺望することのできる山の尾根線に沿った範囲とする。

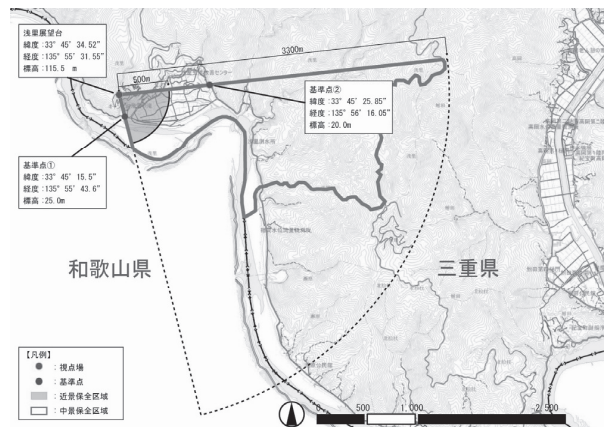


図5 「浅里展望台眺望景観保全地区」における中景保全区域

5-5 総括

(1) 研究の成果

本研究においては、第2章において三重県と和歌山県の比較分析を行うことで三重県と和歌山県それぞれの景観特性の整理を行った。また、第3章における現地調査の結果を第4章において分析することで、被災前後での各集落の景観特性を明らかにし、それらを踏まえた広域的な景観の保全・創出を目指す熊野川流域景観計画（案）の計画内容の提案を行った。

また、2010年度景観現況調査における調査データは2011年度に発生した紀伊半島大水害の被害を受ける前の貴重な景観の記録であり、今後の災害復興、景観まちづくりに際して有用な資料となることが期待される。

(2) 今後の展望

①熊野川流域景観協議会の検討

今後、広域的な景観の保全・創出という観点から和歌山県側との連携が必要となることが考えられ、三重県及び和歌山県における住民や関連団体、事業者、関係行政機関等で組織する景観協議会制度の活用も必要であると考えられる。また、本年度では紀伊半島大水害の影響により地元協議を行うことができなかったが、本研究で行った提案は、次年度以降地元協議を行い、成案化に努めていくことが望ましい。

②災害復興と景観まちづくりの推進

今後、三重県、和歌山県にまたがる広域的な景観を持つ熊野川流域に対し、本研究における提案を災害復興とともに景観まちづくりへと繋げ、熊野川を介した地域の活性化の一助となるよう努めることが求められる。

【謝辞】

本研究を行うにあたり、ご協力頂いた（株）都市環境研究所の皆様に対して感謝の意を申し上げます。

【参考文献】

- 『三重県景観計画』、三重県県土整備部、2008
- 『三重県景観色彩ガイドライン』、三重県県土整備部、2008
- 『三重県公共事業等景観形成ガイドライン（案）』、三重県県土整備部、2011
- 『和歌山県景観施策検討業務』、和歌山県、2011
- 『生活景』、日本建築学会編、学芸出版、2009
- 『三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究-伊勢志摩地域をケーススタディとして-』、三重大学浅野研究室・三重県、2010
- 『歴史的地区における景観法の活用調査-旧東海道沿道における町並みの特徴と旧亀山城址周辺及び東海道沿道における重点地区及び景観形成基準（案）の提案-』、三重大学浅野研究室・亀山市、2009